

## 第 749 回 通関協議会（本関地区）

1. 日時 令 4 年 1 月 1 1 日（火） 1 4 時～
2. 場所 日本関税協会 横浜支部 事務室（オンライン実施）
3. 議題等 横浜税関からの説明
  - (1) 横浜税関業務部長年頭のご挨拶  
小笠原 業務部長
  - (2) RCEP 協定原産地規則に係る税関 HP 掲載資料の追加について  
甲田 原産地調査官
  - (3) 税関職員の制服に関するアンケート調査依頼について  
堀籠 管理課長
4. 連絡事項等

## RCEP 協定原産地規則に係る税関HP掲載資料の追加について

令和4年1月1日に「地域的な包括的経済連携協定」いわゆるRCEP協定が発効いたしました。

本協定締約国には、日本との経済連携が初となる中国と韓国が含まれており、事業者の方々の関心が非常に高くなっております。

また、同じ貨物でも締約国によって適用される税率に差がある規定に伴い、協定上の原産地とは別に「RCEP 原産国」の確認が証明手続きの必須項目とされているといった、これまでのEPAにはなかった特徴があります。

そのような状況から、輸出入者及び通関業者等の方への支援の一環として、税関ホームページにRCEP協定のステージング表や、税率差マニュアル、NACCSへの原産地証明書識別コード等の入力方法、12月に実施された説明会のQ&Aなど、様々な資料を掲載し、原産地規則ポータルには様式見本や様式の記載要領も掲載しております。

今後も必要に応じて他の資料も追加掲載されますが、併せて、EPAに関わる疑問点や不明点がありましたら、お気軽に原産地調査官部門へお問合せ願います。



現在位置: [ホーム](#) > 経済連携協定(EPA/FTA)等 (関税・税関関係)

[tweet](#)

## 経済連携協定(EPA/FTA)等 (関税・税関関係)

### お知らせ

- ・ HS2022にかかる各種資料を更新いたしました。 **NEW**  
([ステージング表](#)、[旧品目表](#)、[関税割当制度](#)、[一般特惠税率の適用が可能な品目](#)、[逆転現象](#))
- ・ [RCEP協定の発効について](#)
- ・ [RCEP協定に関する資料を掲載しました\(税率差マニュアル等\)](#)
- ・ [RCEP協定のステージング表を掲載しました](#)
- ・ [「経済連携協定\(EPA\)利用に係るアンケート」にご協力をお願いいたします](#)
- ・ [韓国によるRCEP協定の批准について](#)
- ・ [ペルー共和国におけるTPP11協定の発効日等について](#)
- ・ [地域的な包括的経済連携\(RCEP\)協定が11月15日に署名されました](#)
- ・ [日EU-EPAを利用した日本からEUへの輸出に関するお知らせ\(国税庁法人番号公表サイトへの英語表記登録\)](#)
- ・ [EPAの自己申告制度を利用した輸出についての相談\(対面又はメール\)](#)

このページでは、我が国が締結・交渉している経済連携協定等に関する情報(関税制度、通関手続、概要、協定本文、適用税率等)を掲載しております。

[「経済連携協定\(EPA\)利用に係るアンケート」にご協力をお願いいたします](#)

### 関税制度・通関手続

(動画:税関チャンネル)「[経済連携協定\(EPA\)とは何か?メリット・利用手順について知りたい方へ](#)」

[short ver. 4分36秒\(EPAとは何かを中心に説明しています\)](#)

[long ver. 12分6秒\(利用手順をより詳しく説明しています\)](#)

(パンフレット)

[「EPA～経済連携協定の利用にあたって～」](#)※動画とほぼ同じ内容です。

#### (1) 関税譲許について

経済連携協定等では、協定で規定する[原産地規則](#)を満たす締約相手国の物品に関し、譲許表のスケジュールに従って関税を撤廃又は引き下げる約束(関税譲許)をしています。関税譲許には、協定発効日に関税が撤廃される即時撤廃や、段階的に関税を引き下げ撤廃する段階的関税撤廃(特惠税率)、一定数量以内の輸入品に限り無税又は低税率の関税を適用する[関税割当](#)があります。

- ・ 経済連携協定の構造
  - [経済連携協定の構造\(日タイEPAの例\)](#) [14kb.PDF]
  - [譲許表の読み方\(日マレーシアEPAの例\)](#) [21kb.PDF]
  - [譲許表のステージングについて\(日マレーシアEPAの例\)](#) [23kb.PDF]
- ・ 我が国及び相手国の譲許(関税率)
  - [実行関税率表\(我が国の関税率\)](#)
  - [ステージング表\(EPA等において我が国が約束した関税率の表\)](#) **NEW**
  - [相手国側譲許表\(相手国が約束した関税率\)](#)

(注) 輸出相手国の関税率を調べたい方は、日本貿易振興機構(JETRO)ホームページに掲載されている[「世界各国の関税率」\(World Tariff\)](#)で確認することができます。

- ・ 我が国の関税割当制度について
  - [EPA等における我が国の関税割当制度について](#) **NEW**

### 財務省関税局・税関の組織

[財務省関税局・税関の紹介](#)

[税関所在案内](#)

[所管の法人に関する情報](#)

### 施設等機関

[関税中央分析所](#)

[税関研修所](#)

### 関税政策・税関行政

[所管法令等](#)

[特殊関税](#)

[審議会・研究会](#)

[政策評価\(関税局・税関関連\)](#)

[国際機関\(WTO-WCO\)](#)

[地域協力\(APEC\)](#)

[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

### 税関手続

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)

[各種様式及び記載要領](#)

### その他

[情報公開・個人情報保護](#)

[パブリックコメント](#)

[調達情報](#)

[税関関係用語集](#)

[よくある質問](#)

[リンク](#)

原産地規則とは

協定・法令等

原産地証明手続

事前教示

事後確認

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > 協定・法令等

協定・法令等

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

- ・ EPAの原産地規則については、協定が直接適用されますので、各EPAのテキストをご参照ください。
- ・ GSPの原産地規則、協定税率適用のための原産地規則及び輸入申告の際の手続等については、国内法令等に規定が設けられています。

EPA(経済連携協定)

概要	協定テキスト等(原産地規則関連部分)	原産地証明書等記載要領
シンガポール 改正議定書 ・ <a href="#">改正原産地規則の概要</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">協定本文(抜粋)</a></li> <li>・<a href="#">品目別規則(改正附属書IIA)</a></li> <li>・<a href="#">改正議定書(協定本文(抜粋))</a></li> <li>・<a href="#">原産地証明書の必要的記載事項(改正附属書IIB)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">原産地証明書記載要領</a></li> </ul>
メキシコ 改正議定書 ・ <a href="#">改正原産地規則の概要</a>	<p>【参考資料・改正反映版】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">協定本文(抜粋)</a></li> <li>・<a href="#">品目別規則(附属書4)</a></li> <li>・<a href="#">原産品であることの確認(附属書5)</a></li> <li>・<a href="#">日・メキシコ経済連携協定に関する統一規則</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">原産地証明書記載要領</a></li> </ul>
マレーシア ・ <a href="#">原産地規則の概要</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">協定本文(抜粋)</a></li> <li>・<a href="#">品目別規則(附属書2)</a></li> <li>・<a href="#">品目別規則の改正(附属書2)</a></li> <li>・<a href="#">原産地証明書の必要的記載事項(附属書3)</a></li> <li>・<a href="#">運用上の手続規則(英文)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">原産地証明書記載要領</a></li> </ul>
チリ ・ <a href="#">原産地規則の概要</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">協定本文(抜粋)</a></li> <li>・<a href="#">品目別規則(附属書2)</a></li> <li>・<a href="#">権限のある当局(附属書3)</a></li> <li>・<a href="#">原産地証明書の必要的記載事項(附属書4)</a></li> <li>・<a href="#">運用上の手続規則(英文)</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">原産地証明書記載要領</a></li> </ul>
RCEP ・ <a href="#">原産地規則の概要</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">協定本文(第三章)</a></li> <li>・<a href="#">品目別規則(附属書3A)</a></li> <li>・<a href="#">必要的記載事項(附属書3B)</a></li> <li>・<a href="#">原産地証明書の様式</a></li> <li>・<a href="#">原産地規則運用上のガイドライン(英文)</a>(外務省HP )</li> </ul> <p>(注) 文書内のハイパーリンク先は今後締約国間で作成される予定です。</p>	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<a href="#">原産品申告書記載要領</a></li> <li>・<a href="#">原産品申告明細書記載要領</a></li> <li>・<a href="#">原産地証明書記載要領</a></li> </ul> </div>

- ・ (参考) [税関ホームページ「締結済各EPAの概要、協定条文等」](#)
- ・ (参考) [外務省ホームページ「経済連携協定\(EPA\)／自由貿易協定\(FTA\)」](#)
- ・ (参考) [内閣官房ホームページ「TPPの内容」](#)
- ・ (参考) [品目別原産地規則の検索／Search for Product-Specific Rules](#)



## アンケート調査ご協力をお願い (税関職員の制服に関するアンケート)



財務省 税関

税関は、我が国の主要な水際取締り官庁として、銃器・不正薬物・知的財産侵害物品等の密輸阻止や我が国におけるテロ行為の未然防止、適正かつ公平な関税等の賦課徴収、更には国際物流における通関手続きの適正・迅速化を通じ、公に対し貢献すべく、日夜、業務に取り組んでおります。

現在の税関職員の制服は、平成22年に改定され、11年が経過しており、今後、税関の制服を改定する場合の参考に供するため、「税関らしい制服」についての皆様のご意見をお伺いすることとしました。

是非アンケート調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。  
(回答に要する時間は約5分です。)

### 1. 調査期間

令和4年1月11日(火)から令和4年1月24日(月)

### 2. アンケート回答・提出方法

税関 HP 上でアンケートにお答え下さい。

### 3. アンケートのご案内

・スマートフォンの方(QR コード)



・パソコンの方(URL)

[http://www.customs.go.jp/form/seihuku/seihuku\\_2022.html](http://www.customs.go.jp/form/seihuku/seihuku_2022.html)

### 4. 今後の予定

調査終了後、税関 HP 上にて集計結果を公表いたします。

